

水道メーター取替業務（善通寺市）仕様書

この仕様書は、委託者香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）中讃ブロック統括センター（以下「中讃ブロック」という。）が委託する水道メーター取替業務の実施について必要な事項を定めるものとする。

（企業団の部署）

- 1 本業務における中讃ブロックの担当部署は、お客さまセンター検針グループとする。

（業務の概要）

- 2 本業務の概要は、以下のとおりとする。
 - ① 取替作業は、メーター一覧に記載されている検満年月までに行うこと
 - ② 中讃ブロックが指示する水道メーターの取替
 - ③ 使用者への周知
 - ④ 取替結果の記録及び報告
 - ⑤ 使用者からの不良申し出対応
 - ⑥ 付随工事その他
 - ⑦ 履行場所は善通寺市管理区域

（取替期間）

- 3 本業務の概要は、以下のとおりとする。
 - ① 一斉取替期間 令和7年4月から令和8年3月までの奇数月、原則1日から20日までとする。（20日が土日祝日の場合は、その都度指示する）
 - ② 随時取替 中讃ブロックがその都度指示する。

（実施者の選定）

- 4 中讃ブロックが作成する取替予定表に基づき、本業務を実施する業者名を予め報告すること。

（メーターの管理）

- 5 メーターの管理・入出庫について
倉庫からの水道メーターの管理・入出庫等については、数量確認を行うこと。

（実施方法）

- 6 本業務は以下のとおり実施する。

- ① 受託者証をつけて行うこと。
- ② 施錠等で取替できない場合は「メーター取替のお知らせ票（不在票）」を投函すること。
- ③ 水道メーター付近の障害物等の有無を確認し、必要があれば使用者等の承諾を得て移動等の措置を講じること。
- ④ 需要家から取替希望日の連絡があった際は、取替日の日程調整を行うこと。
- ⑤ 取替の前に必ず取替対象であることを確認すること。また、需要家への取替開始の案内（声かけ）を行うこととし、需要家が在宅及び水道を使用中の場合は、必ず需要家の了承を得たうえで開始すること。
- ⑥ 取替前に、メーター周辺及びパイロットを確認し、漏水がないかを確認すること。取替前に漏水を発見した場合は、中讀ブロック並びに需要家に連絡し、需要家立会の下で取替前の漏水であることを確認してもらうこと。需要家が不在の際は、中讀ブロックの指示を仰ぐこと。
- ⑦ 取替にあたり、メーター逆付け・弁栓の開け忘れが発生しないようにすること。
- ⑧ 取替中、次に掲げる事項が発生した際は、中讀ブロックの承認及び指示を得たうえで付随工事を実施すること。
 - ・メーター周辺の配管漏水
 - ・支給した量水器の更新に著しく支障がでるとき
- ⑨ 取替後は需要家にその旨お知らせし、通水確認並びに配管内の空気を抜くこと。また、メーターパイロットの完全停止及びメーターナットの緩みがないか確認すること。
- ⑩ 台帳及び取替伝票に必要事項を記載のうえ、取替完了のお知らせを必ず投函すること。
- ⑪ 取替したメーターは、水洗いをして土砂等を除去し、台帳及び取替伝票、取り外したメーターを突合し、メーター番号、指示数が確認できるようにして整理した後、口径別、整理番号順に揃えて取替伝票とともに中讀ブロックが指定する期日までに返却すること。
- ⑫ 取替メーターの個票の記載においては、小数点第一位まで記載すること。
- ⑬ 取替が不可能であった場合は、理由等を水道メーター取替伝票に記入し報告すること。
- ⑭ 返却メーターにおいては、前後にキャップをし、メーター指針に変動がないよう処置を講じること。

（事後対応）

7 取替完了後に次に掲げる事項が発生した際は、使用者等への説明及び修繕等の対応を行うこと。その際の費用は「受託者」の負担となるものとする。

- ① 出水不良
- ② メーター逆付
- ③ 施工不良によるもの

④ その他、取替に起因する給水装置の不具合

(事故報告)

- 8 業務に起因して事故が発生したときは、直ちにその原因、処置、被害状況等について中讃ブロックに報告し、受託者の責任において速やかに対処すること。

ただし、業務を行うにあたり第三者との間に紛争を生じた場合においては、中讃ブロックと受託者は協力して処理解決にあたるものとする。

(報告)

- 9 本事業を実施するにあたり以下のとおり実施・報告すること。

- ① 中讃ブロックが指定する期間内に、取替個数・取替不能個数・付随工事実施件数を報告すること。また、付随工事については、企業団所定の書式で現場写真等を添付のうえ、速やかに報告すること。当該報告がない場合は、付随工事の承認を取り消す場合があるので留意すること。
- ② 取替不能・メーター位置不明の場合は直ちに報告し、中讃ブロックの指示を仰ぐこと。
- ③ 毎月の取替個数・取替不能（理由）を報告すること。
- ④ 本業務の実施についての連絡体制を明確にし、遂行状況について報告を密にすること。

(請求)

- 10 水道メーター取替業務の請求は、前号の報告に基づき中讃ブロックが指定する期限内に行うこと。付随工事の精算積算については、企業団単価を採用し中讃ブロック職員が行う。

(法令等の遵守)

- 11 本業務の履行にあたっては、水道法等の関係する法律、規則及び企業団の定める条例等を遵守しなければならない。

(情報管理)

- 12 受託者は業務上知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。なお、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。また、中讃ブロックから貸与された業務に必要な帳票類等を、業務遂行上必要となる場合を除き、受託者の営業所等以外の場所へ持ち出してはならない。ただし、中讃ブロックが認めた場合を除く。

(その他)

- 13 この仕様書に記載のない細部の打ち合わせ等は、中讃ブロックの指示によるものとし、この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度協議を行うものとする。